

別紙2

社団法人 日本動物学会中国・四国支部 若手研究者優秀発表賞選考規定（案） 平成 21・5・17 制定

- 一. この規定は、日本動物学会中国・四国支部が表彰する若手研究者優秀発表賞について、受賞資格と選考基準を定めるものである。
- 二. 若手研究者優秀発表賞とは、年一回開催される支部大会において、学術性、獨創性、表現法のいずれにおいても優秀な発表を行った若手研究者に贈られるものである。
- 三. 受賞資格は本学会会員である者とする。
- 四. 選考委員会は支部大会ごとに組織されるものとし、支部役員、 および支部長が委嘱する委員によって構成される。
- 五. 選考委員会は受賞者を選考し、賞状を授与する。
- 六. 応募要領および選考要領は別に定める。
- 七. この規定を改訂する場合には、総会に付す必要がある。

附則

- 一. この規定は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。